

# 地域を支える 民生委員・児童委員

高齢者や障がい者、子育てや介護をしている人が悩み事などを抱えている場合や、災害が起こったとき、頼りになるのが身近な地域での支えあいです。少子高齢化、核家族化が進む中、そうした周りの支えはますます大切になってきています。

そこで、「身近な相談相手」「見守り役」「専門機関へのつなぎ役」として、民生委員・児童委員が助けを必要としている住民の相談相手に応じるなど、誰もが安心して生活できるよう必要な支援につなげます。

ここであらためて民生委員・児童委員の活動について紹介します。

## 民生委員・児童委員とは・・・

地域住民の中から選ばれ、住民の見守りを行ったり、相談を受けたりするなど、生活や福祉全般に関する支援を行っています。厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年。無給のボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童委員を兼ね、子どもとその家庭の見守りや支援などにも努めています。市内で91人が委嘱され、地域ごとに活動しています。

## 民生委員・児童委員は、こんな活動をしています

### 住民の相談・支援活動

- 地域住民が抱える悩み事や心配事の相談を聞き、必要に応じて関係機関へつなぐとともに、福祉サービスなどの情報を提供します。
- 高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動を行います。

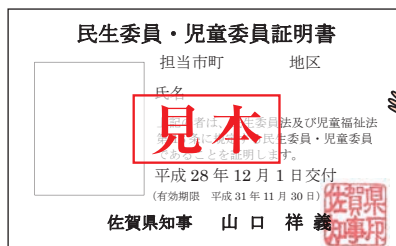
### 関係機関・団体との連携

- 行政などの依頼により担当地域内の高齢者世帯の状況調査などに協力します。
- 災害時には、避難支援者やその家族に連絡を取り、避難行動要支援者の避難誘導を支援します。

### 地域福祉活動

- 高齢者や子育て家庭を対象としたサロン活動への協力のほか、子どもの登下校時の見守りや声かけなどを行います。
- 地域行事や学校行事などに参加し、地域住民と交流します。

安全で適切な活動のため「民生委員・児童委員証明書」を携帯しています。



### 民生委員・児童委員ができないこと

近年、活動の範囲外のことを依頼されることが増えています。下記の事例は取り扱うことができませんので、ご了承ください。

- ・ お金を貸すこと
- ・ 子どもの一時預かり
- ・ 保証人になること
- ・ 近隣のトラブルの仲裁
- ・ 鍵や通帳、遺言書などの預かり
- ・ 医療行為に関する同意
- ・ 身体介護、家事補助
- ・ 各種証明書の発行 (ただし、市役所から提出を求められたものに対して「状況確認書」を発行する場合があります)

## 民生委員・児童委員として活動している人に聞きました



皆さんに  
笑顔と安心を

小城市民生委員児童委員  
連絡協議会会長  
たか ぎし いわお  
高岸 巖さん

地域住民の皆さんの立場に立ち、必要な援助を行っています。私が担当する地域では、4月は新入学児童の登下校時に交通指導を行いながら付き添います。夏休みには毎年、放課後児童クラブを訪問し、紙鉄砲などの作り方や遊び方などを伝え交流を深めています。また、1人暮らしの高齢者には誕生日に手作り弁当を届けたり、ボランティア主催の食事会や社協主催の日帰り旅行のサポートなどをしたりしています。そうした活動を通じて、皆さんに笑顔になってもらえることがやりがいになっています。



市内の子どもたちと九州盲導犬協会総合センターを見学しました。



## 主任児童委員として活動している人も



地域の子育てを  
支援します

小城市民生委員児童委員  
連絡協議会主任児童委員  
部会長  
のぐち み な こ  
野口美奈子さん

毎年新1年生の子どもたちの下校時の見守り活動を民生委員・児童委員の皆さんと一緒にいたり、学校行事に参加したり子どもたちにとって身近な「おとな」としての関係づくりを心がけています。また、小城市児童センターで開催される「こどものためのクッキング講座」では、お母さんたちが安心して受講できるよう託児の協力をしています。赤ちゃんから小中高生へと成長していく過程の子どもたちが笑顔で過ごせるよう、いろいろな相談や子育て支援のお手伝いをしています。

### 主任児童委員とは・・・

子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。市の福祉事務所や子ども支援センターなどの関係機関と各地域の民生委員・児童委員との連絡役となり、協力して活動を行います。各町に2人ずつ配置されています。



◀1人暮らしの高齢者へのお弁当作り(ボランティアひまわりの皆さんと一緒に)

## 近くの民生委員・児童委員に気軽にご相談ください

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容が他人に漏れることはありません。日常生活に関することなどでご相談があれば、気軽にお尋ねください。



担当の民生委員・児童委員が分からない場合は、社会福祉課(☎37・6107)までお尋ねください。